

20建企第291号

平成20年7月24日

各 位

長崎県建設工事入札手続等検討委員会
事務局長 建設企画課長（公印省略）

長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項
（単品スライド条項）適用にあたっての運用【暫定版】

長崎県建設工事標準請負契約書（平成16年2月10日長崎県告示第167号）第25条第5項の規定（単品スライド条項）について、平成20年6月30日付け20建企第243号で適用を通知したところですが、別添のとおり、詳細な適用資材やスライド額算定方法を定めた運用【暫定版】を作成しましたので、お知らせします。

**長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項
（単品スライド条項）適用にあたっての運用
【暫定版】**

平成20年7月

長 崎 県

長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項 (単品スライド条項)適用にあたっての運用 【暫定版】

1. 運用について

平成20年6月30日付け20建企第243号において、長崎県建設工事標準請負契約書第25条第5項(以下、「単品スライド条項」という)の適用を通知したところであるが、詳細な適用資材やスライド額算定方法等について、この運用で定めるものとする。

2. 適用品目及び適用年月日

単品スライドの適用品目及び適用年月日は以下のとおりとし、適用品目の詳細については、別表1「単品スライド対象資材一覧表」のとおりとする。

適用品目	適用年月日
鋼材類(鉄筋・形鋼・鋼板等)	平成20年7月1日
燃料油(ガソリン・軽油・重油)	平成20年7月1日

3. 対象となる工事

以下の ~ の全てに該当する工事が対象となる。

契約工期の工期末が適用年月日以降の工事 請負代金額(税込み)250万円以上の工事 工期末の60日前までに単品スライド条項に基づく請負代金額変更の請求があった工事 協議開始の日までにスライド額の算定に必要な証明書類の提出がなされた工事

4. 単品スライド額算定の対象とする工事部分(対象工事部分)

前項の「対象となる工事」において既済部分検査を行っている場合、単品スライド条項に基づく請負代金額変更の請求日(以下、「スライド請求日」という)以前に既済部分検査が完了している工事部分を除いた工事部分を、単品スライド額算定の対象とする工事部分(以下、「対象工事部分」という)とする。

また、既済部分検査を行っていない場合は、全ての工事部分を対象工事部分とする。

- | |
|---|
| (例1) 既済部分検査が平成20年6月30日以前の工事
既済部分検査が完了している工事部分は対象としない。
(例2) 既済部分検査が平成20年8月31日で、スライド請求日が平成20年9月1日以降の工事
既済部分検査が完了している工事部分は対象としない。
(例3) スライド請求日が平成20年8月31日で、既済部分検査が平成20年9月1日以降の工事
既済部分検査が完了している工事部分も対象とする。 |
|---|

5. 対象工事部分の請負代金相当額(対象工事費)の算定

前項に規定する対象工事部分の請負代金に相当する消費税込みの額(以下、「対象工事費」という)は、以下の(1)、(2)のいずれかの額とする。

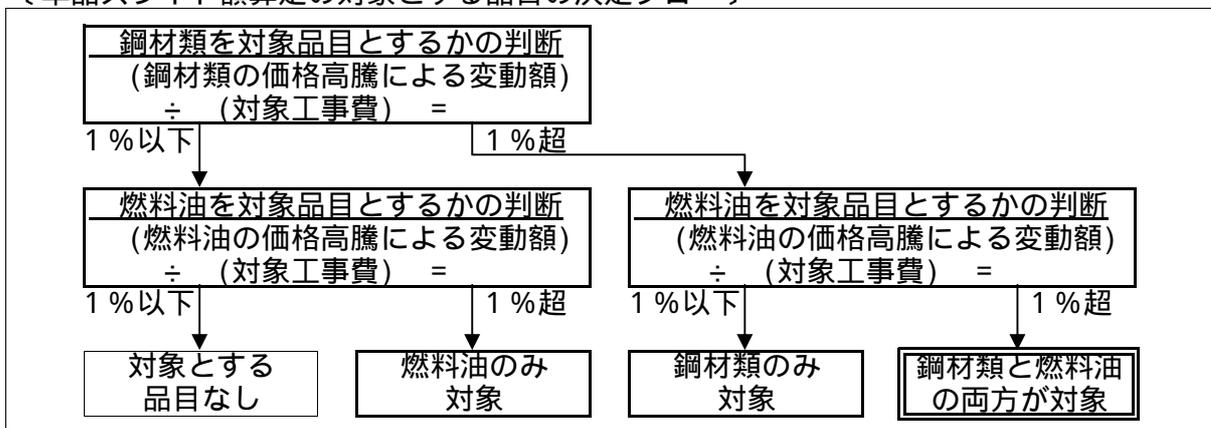
- (1) 既済部分検査がスライド請求日以降の工事、及び、既済部分検査を行っていない工事（つまり、全ての工事部分を対象工事部分とする工事）については、最終変更契約額（単品スライド変更をする前の契約額）を対象工事費とする。
- (2) スライド請求日以前に既済部分検査を行った工事については、その既済部分検査の対象とならなかった工事部分に相当する請負代金額（単品スライドを考慮する前の額）を積算し、その金額を対象工事費とする。

6. 単品スライド額算定の対象とする品目の決定方法

単品スライド条項を適用する品目は「鋼材類」と「燃料油」であるが、それぞれの品目において、その品目が『その工事において単品スライド額算定の対象とする品目』となるかの判定を行う。

その判定方法は、その品目に区分される各資材の価格高騰による工事費の変動額が、対象工事費の1%を上回るか否かにより行い、上回る品目についてのみ、その工事における単品スライド額算定の対象品目となる。

〔単品スライド額算定の対象とする品目の決定フロー〕



7. 鋼材類について

7-1. 鋼材類の価格高騰による変動額の算定

鋼材類の価格高騰による変動額（ $M' - M$ ）の算定は以下の式によるものとし、各単価や数量等の算出は(1)～(4)によるものとする。

$$\text{鋼材類の価格高騰による変動額} = M' - M$$

M : 設計時点における「鋼材類」の価格

$$M = (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + p_3 \times D_3 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$$

M' : 調達時点における「鋼材類」の価格

$$M' = (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + p'_3 \times D_3 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$$

p : 設計時点における各対象資材の単価

p' : 調達時点における各対象資材の単価

D : 対象工事部分における各対象資材の数量

k : 落札率

変動額は材料費（直接工事費）ベースで計算し、材料費の変動に伴う諸経費等（諸雑費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等）の変更は行わない。

(1) 対象工事部分における各対象資材の数量(D)の算出方法

単品スライドの対象となる資材は、別表1「単品スライド対象資材一覧表」に掲げる資材とし、変動額の算定に用いる数量は、発注者の積算における所要数量（以下、「設計数量」という）と、受注者が証拠書類を提出し調達を証明した数量（以下、「調達数量」という）のいずれか小さいほうの数量とする。

(例1)	設計数量(20 t)	調達数量(22 t)	・・・	設計数量(20 t)が対象数量
(例2)	設計数量(20 t)	> 調達数量(18 t)	・・・	調達数量(18 t)が対象数量

発注者の積算における所要数量（設計数量）とは、歩掛に数量としての計上がある、材料ロス率(量)も含む数量である。
(積算システムにおいて「単価別資材集計表」に集計される数量である。)

別表2「単価の主たる構成要素が鋼材となる材工共の市場単価等」に記載のある市場単価に含まれる対象資材の数量についても、設計数量として取り扱うものとする。

諸経費率や諸雑費率等に含まれる鋼材類の数量や、コンクリート二次製品等に含まれる鋼材類の数量は対象としない。

設計数量として計上のあるスクラップ、及び、工場製作に用いる鋼材の単価算出に使用しているスクラップも対象とするが、数量は、発注者が積算上想定する数量とする。
(受注者からの証明資料の提出は求めない。)

(2) 設計時点における各対象資材の単価(p)の算出方法

変動額の算定に用いる設計時点における各対象資材の単価(p)については、設計時点の単価とするものとする。

別表2「単価の主たる構成要素が鋼材となる材工共の市場単価等」の単価は、材工共の単価であるため、当該対象材料のみの単価について、設計時点における基本単価表または物価資料等を用いて算出し、設計時点の単価(p)とする。

重要な設計変更を伴う指示により、その指示時点(月)の単価を設計単価としている工事部分については、その指示月の単価を設計時点の単価(p)とする。

全体スライド（契約書第25条第1～4項）も適用している工事の場合、その適用となっている工事部分については、その適用月の単価を設計時点の単価(p)とする。

(3) 調達時点における各対象資材の単価(p')の算出方法

1) スクラップ以外の各対象資材の場合

変動額の算定に用いる調達時点における各対象資材の単価(p')については、当該資材を現場に搬入した月の実勢単価とするものとし、その実勢単価は下記の～によるものとする。

なお、対象材料を複数の月に分けて現場へ搬入した場合にあっては、各搬入月の実勢単価を搬入月ごとの搬入数量で加重平均して算出した単価をp'とするか、主たる搬入月がある場合はその主たる搬入月の実勢価格をp'とする。ただし、リース材については、当該資材を最初に搬入した月の実勢単価をp'とする。

別表3「実勢価格の算出に基本単価を用いる資材一覧表」に記載されている資材については、搬入月時点の基本単価一覧表掲載単価を用いる。
--

上記 以外の対象材料のうち物価資料（「月刊建設物価」及び「月刊積算資料」）に掲載のある資材については、搬入月の物価資料掲載単価（平均値）を用いる。

上記に該当しない対象資材、または、受注者が実際に購入した単価が上記の単価を下回る資材は、受注者が実際に購入した単価を用いる。

なお、受注者が実際に購入した単価を実勢単価(p')とする場合は、以下の式によるものとする。(落札率で割り戻す)

$$(式) \quad p' = \frac{\text{受注者が実際に購入した価格}}{\text{受注者が実際に購入した数量}} \times \frac{1}{k (\text{落札率})}$$

ただし、受注者が実際に購入した単価が著しく高いと思われる場合などは、類似品目の価格動向の調査や市場調査機関等への問合せを行い、その単価が不相当であると判断される場合は、発注者と受注者で協議の上、設計時の単価に類似資材の価格上昇率を乗じる等の方法で算出した単価を実勢単価(p')とするか、当該資材を対象資材から除外する等の対応をとるものとする。

現場への搬入月における「現場」の定義は、以下のとおりとする。

- ・鋼橋や浮棧橋などの製作工事に用いる鋼材等 製作工場
- ・現場加工を必要とする棒鋼や形鋼等 加工場
- ・その他、現場着価の鋼製二次製品等 工事現場

2) スクラップが対象資材の場合

設計数量として計上のあるスクラップ、及び、工場製作に用いる鋼材の単価算出に使用しているスクラップの実勢単価(p')は、作業工程上、スクラップの売却時期が明らかでない場合は、当該売却月の実勢単価を p' とするものとし、明らかでないものについては、対象工事部分の工期の平均単価を実勢単価(p')とする。

工期の平均単価は、物価資料における「工期の始期または既済部分検査日の属する月の翌々月」から「工期末の属する月の前月」までの平均単価とする。

(4) 落札率(k)について

変動額の算定に用いる落札率(k)は、最終の設計変更契約時(単品スライド変更前)の落札率とする。

単品スライド額の算定においては、落札率の確定が必要なため、最終の設計変更契約を締結した後に、単品スライド額の増額変更契約を行うこととする。

7-2. 鋼材類に関する証明資料

単品スライド条項に基づく請負代金額変更の請求を行う受注者は、実際に資材を調達し時期において、設計時点より著しく価格が変動していた事を証明する必要があり、前項の鋼材類の価格高騰による変動額の算定に必要な下記の証明資料について、協議開始の日までに提出するものとする。

単品スライドの協議開始日は、工期末の14日前とする。

資材集計表(証明様式1)・・・発注者が指定するExcelの様式で提出する事

上記の根拠が証明できる「納品書」「請求書」「領収書」の写し

なお、協議開始の日までに必要な書類が提出されなかった資材(又は、その資材の数量の一部)については、単品スライドの対象資材(又は、対象数量)としない。

全体スライドの適用や重要な設計変更を伴う指示により、異なる複数の設計単価(採用月)を有している工事において、受注者は、その設計単価が異なる工事部分毎に資材を区分して、証明書類を提出するものとする。

7 - 3 . 鋼材類を単品スライド対象品目とするかの判定

前項までの方法で算出された鋼材類の価格高騰による変動額 (M' - M) が、対象工事費の 1 % を超える場合は、鋼材類を単品スライド対象品目とする。

(例 1) 鋼材類の価格高騰による変動額 : 420,000円 } の場合
対象工事費 : 21,000,000円 }

鋼材類の価格高騰による変動額(420,000円)が、対象工事費の 1 % (210,000円 = 21,000,000 × 0.01) を超えるため、鋼材類を単品スライド対象品目とする。

(例 2) 鋼材類の価格高騰による変動額 : 1,050,000円 } の場合
対象工事費 : 210,000,000円 }

鋼材類の価格高騰による変動額(1,050,000円)が、対象工事費の 1 % (2,100,000円 = 210,000,000 × 0.01) 以下ため、鋼材類を単品スライド対象品目としない。

8 . 燃料油について

8 - 1 . 燃料油の価格高騰による変動額の算定

燃料油の価格高騰による変動額 (N' - N) の算定は以下の式によるものとし、各単価や数量等の算出は (1) ~ (4) によるものとする。

燃料油の価格高騰による変動額 = $N' - N$

N : 設計時点における「燃料油」の価格

$$N = (p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + p_3 \times D_3 + \dots + p_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$$

N' : 調達時点における「燃料油」の価格

$$N' = (p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + p'_3 \times D_3 + \dots + p'_m \times D_m) \times k \times 105 / 100$$

p : 設計時点における各対象資材の単価

p' : 調達時点における各対象資材の単価

D : 対象工事部分における各対象資材の数量

k : 落札率

変動額は燃料費 (直接工事費) ベースで計算し、燃料費の変動に伴う諸経費等 (諸雑費・共通仮設費・現場管理費・一般管理費等) の変更は行わない。

(1) 対象工事部分における各対象資材の数量 (D) の算出方法

単品スライドの対象となる資材は、別表 1 「単品スライド対象資材一覧表」に掲げる資材とし、変動額の算定に用いる数量は設計数量とする。

(2) 設計時点における各対象資材の単価 (p) の算出方法

変動額の算定に用いる設計時点における各対象資材の単価 (p) については、設計時点の単価とするものとする。

重要な設計変更を伴う指示により、その指示時点 (月) の単価を設計単価としている工事部分については、その指示月の単価を設計時点の単価 (p) とする。

全体スライド (契約書第 2 5 条第 1 ~ 4 項) も適用している工事の場合、その適用となっている工事部分については、その適用月の単価を設計時点の単価 (p) とする。

(3) 調達時点における各対象資材の単価(p')の算出方法

変動額の算定に用いる調達時点における各対象資材の単価(p')については、対象工事部分の工期の平均単価とする。

工期の平均単価は、基本単価一覧表における「工期の始期または既済部分検査日の属する月の翌々月」から「工期末の属する月の前月」までの平均単価とする。

(4) 落札率(k)について

変動額の算定に用いる落札率(k)は、最終の設計変更契約時(単品スライド変更前)の落札率とする。

単品スライド額の算定においては、落札率の確定が必要なため、最終の設計変更契約を締結した後に、単品スライド額の増額変更契約を行うこととする。

8 - 2 . 燃料油に関する証明資料

単品スライド条項に基づく請負代金額変更の請求を行う受注者は、実際に資材を調達し時期において、設計時点より著しく価格が変動していた事を証明する必要があるが、燃料油については、設計数量に工期の平均単価を乗じる方法を用いることにより、発注者のみでのスライド額の算出が可能であるため、燃料油に関する証明資料の提出は不要とする。

8 - 3 . 燃料油に関する建築工事の特例

建築工事においては、一般の工事と歩掛の構成が異なるため、上記8 - 1 . 8 - 2 . について、以下の特例の運用とする。

8 - 1 . (1)対象工事部分における各対象資材の数量(D)は、燃料油の変動による工事価格の上昇が客観的に説明可能である場合において、受注者が証拠書類を提出し調達を証明した数量とする。

8 - 1 . (3)調達時点における各対象資材の単価(p')は、各月の購入数量と実勢価格による加重平均単価とする。

8 - 2 . 燃料油に関する証明資料として、購入した燃料類の「購入数量・購入価格・購入時期・購入先」及び「購入数量を使用した建設機械と実施工程上の整合性」等を提出するものとする。

8 - 4 . 燃料油を単品スライド対象品目とするかの判定

前項までの方法で算出された燃料油の価格高騰による変動額($N' - N$)が、対象工事費の1%を超える場合は、燃料油を単品スライド対象品目とする。

「7 - 3 . 鋼材類を単品スライド対象品目とするかの判定」の例示を参照

9 . 受注者負担とする額

単品スライド条項は、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、一方の契約当事者のみにその負担を負わせることは適当でないとの考えに基づき定められている。

この考えに沿って、通常合理的な範囲内に納まる価格変動額を、天災などの不可抗力による損害条項(長崎県建設工事標準請負契約書第29条)に準じ、対象工事費の100分の1(1%)の額とし、この額を「受注者負担とする額」とする。

例 1 : 対象工事費が210,000,000円の場合の受注者負担とする額

$$210,000,000円 \times 1/100 = \underline{2,100,000円}$$

ただし、全体スライド（増額を目的としたものに限る）を併用する対象工事部分については、全体スライドにおける受注者負担とする額（当該工事部分の対象工事費の1.5%）を既に控除している。このため、当該工事部分の対象工事費については、「受注者負担とする額」の算定に用いる対象工事費から除外するものとする。

例 2 : 対象工事費が210,000,000円で、その内、全体スライド対象工事部分の対象工事費が84,000,000円の場合の受注者負担とする額

$$(210,000,000円 - 84,000,000円) \times 1/100 = \underline{1,260,000円}$$

10. 単品スライド額の算定

単品スライド額は、以下の式のとおり、鋼材類が対象品目となった場合における「鋼材類の価格高騰による変動額」と、燃料油が対象品目となった場合の「燃料油の価格高騰による変動額」との合計額から、受注者負担とする額を控除した額とする。

$\begin{aligned} & \text{鋼材類の価格高騰による変動額} (M' - M) \quad \text{鋼材類が対象品目となった場合} \\ & + \text{燃料油の価格高騰による変動額} (N' - N) \quad \text{燃料油が対象品目となった場合} \\ & - \text{受注者負担とする額} (\text{対象工事費}[P] \text{の} 100 \text{分の} 1 (1\%)) \\ \hline & = \text{単品スライド額} (\text{消費税込み}) \end{aligned}$

全体スライドを併用する工事の「受注者負担とする額」は、前項の後段を参照のこと。

(1) 鋼材類と燃料油の両方が対象品目となる場合の算定式

$$\text{単品スライド額} = (M' - M) + (N' - N) - (P \times 1/100)$$

(M' - M) : 鋼材類の価格高騰による変動額・・・7 - 1 .

(N' - N) : 燃料油の価格高騰による変動額・・・8 - 1 .

(P × 1/100) : 受注者負担とする額・・・9 .

(2) 鋼材類のみが対象品目となる場合の算定式

$$\text{単品スライド額} = (M' - M) - (P \times 1/100)$$

(M' - M) : 鋼材類の価格高騰による変動額・・・7 - 1 .

(P × 1/100) : 受注者負担とする額・・・9 .

(3) 燃料油のみが対象品目となる場合の算定式

$$\text{単品スライド額} = (N' - N) - (P \times 1/100)$$

(N' - N) : 燃料油の価格高騰による変動額・・・8 - 1 .

(P × 1/100) : 受注者負担とする額・・・9 .

11. その他の留意事項

(1) 最終設計変更契約と単品スライド変更契約

単品スライド額の算定のためには、最終設計数量の確定や最終の変更契約における落札率の確定が必要であるため、最終の設計変更契約をできるだけ早い時期に締結し、その後単品スライドによる変更契約を締結するものとする。

(2) 最終設計変更数量等の提出期限

受注者は、上記(1)の理由に鑑み、工期末の45日以上前までに設計変更数量や関係図面等を発注者に提出するものとする。(ただし、やむを得ない事情により設計変更数量が確定しない場合等は、この限りではない。)

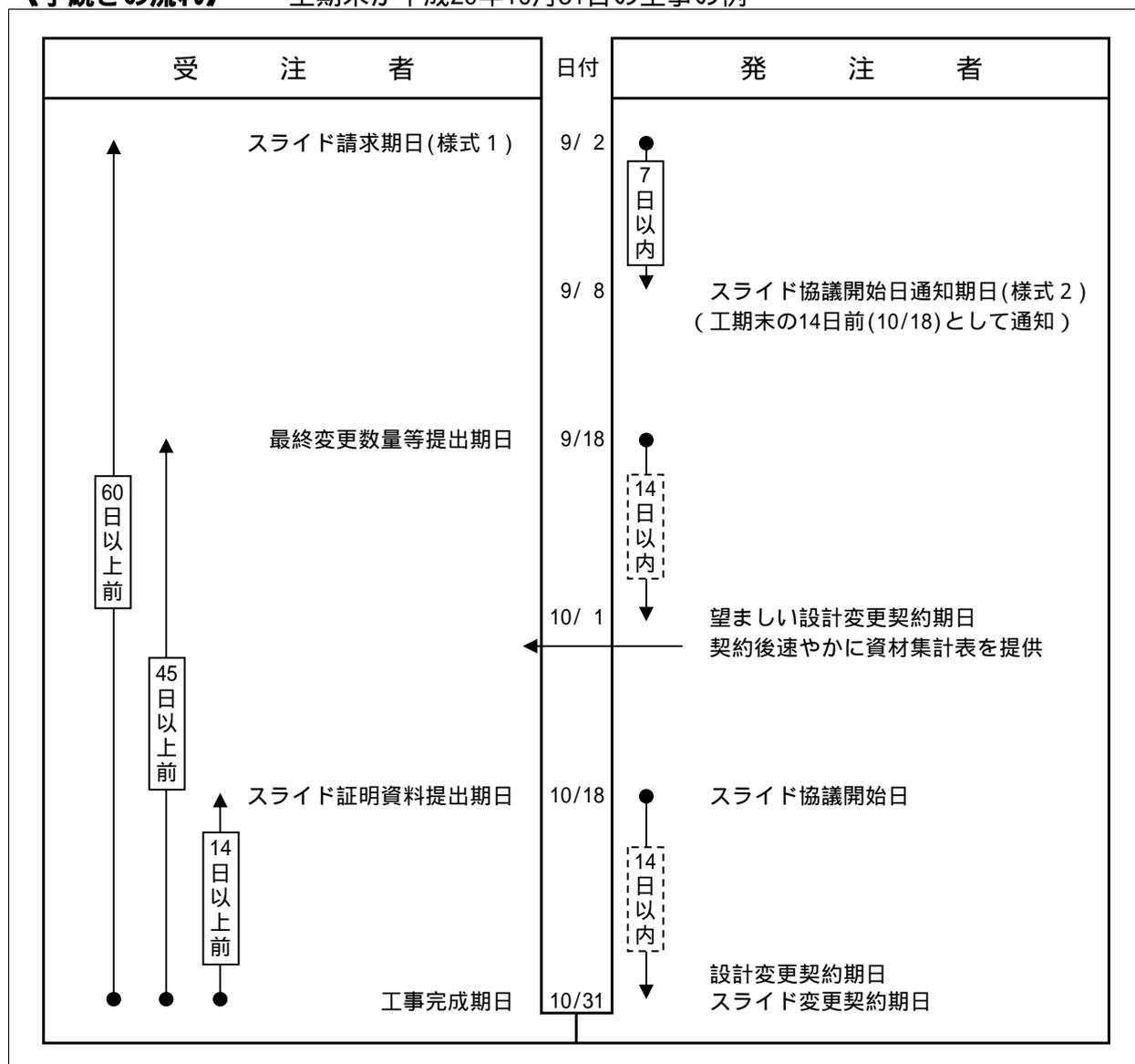
(3) 単価別資材集計表の提供

発注者は、受注者における単品スライドに関する証明資料の迅速な作成を支援するため、最終設計変更契約後すみやかに、各単価期毎の各対象資材における設計数量の一覧表(積算システムにおいては「単価別資材集計表」)等を受注者へ提供するものとする。

(4) 単品スライド変更契約の取扱い

単品スライドによる変更契約は、当該工事の受注者との随意契約(地方自治法施行令第167条の2第2項「性質又は目的が競争入札に適しないとき」)により行うものとする。また、契約額の2割を超える増額となった場合についても、「再見積り」は行わないものとする。

《手続きの流れ》 工期末が平成20年10月31日の工事の例



単品スライド対象資材一覧表

平成20年7月1日現在

品目	資 材 名	備考
燃料油	物価資料の「燃料油(石油製品)」のうち以下の3燃料油 (レギュラーガソリン・軽油・A重油)	
鋼材類	物価資料の「鉄鋼(鋼材)」、及び、これに類する資材 (H形鋼, 棒鋼, 厚板, 鋼矢板, 鋼管杭等) 各エキストラを含む	
	物価資料の「鉄鋼(鋼材)二次製品」のうち鋼材を主材料として構成されている 資材、及び、これに類する資材(ロックボルト, 高力ボルト等)	
	物価資料の「仮設材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、及び、 これに類する資材(覆工板等)	
	物価資料の「道路用材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、及 び、これに類する資材(ガードレール, 転落防止柵, 鋼製蓋等)	
	物価資料の「上下水道用材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、 及び、これに類する資材(鋼管, ダクティル鑄鉄管, 継手材等)	
	物価資料の「橋梁・トンネル用材」のうち鋼材を主材料として構成されている 資材、及び、これに類する資材(PC鋼より線, 鋼製支承等)	
	物価資料の「河川・港湾用材」のうち鋼材を主材料として構成されている資 材、及び、これに類する資材(鋼製防舷材, フトンかご等)	
	物価資料の「一般土木用材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、 及び、これに類する資材(落石防護柵, ライナープレート等)	
	物価資料の「土地改良用材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、 及び、これに類する資材(鋼製水門, ステンレス製水門, 開閉(巻上)機等)	
	物価資料の「建築資材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、及 び、これに類する資材	
	物価資料の「電気設備資材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、 及び、これに類する資材	
	物価資料の「機械設備資材」のうち鋼材を主材料として構成されている資材、 及び、これに類する資材	
	物価資料の「賃貸料金」のうち仮設鋼材賃貸料金(鋼矢板, H形鋼, 鋼製覆工 板, 敷き鉄板, 及びこれらの不足弁償金)	
	物価資料の「スクラップ」のうち鉄屑のスクラップ	
	その他、物価資料に掲載の無い分類の資材にあって、鋼材を主材料として構成 されている資材、及び、これに類する資材	

非鉄金属(アルミニウム・鉛・金・銀・銅・ニッケル等)は、価格変動の要因が鋼材とは異なるため、対象としない。

単価の主たる構成要素が鋼材となる材工共の市場単価等

平成20年7月1日現在

名 称	種 別	備考	
土木工事 市場単価	防護柵設置工 (ガードレール)	【材工共】の各種	
	防護柵設置工 (ガードパイプ)	【材工共】の各種	
	防護柵設置工 (落石防護柵)	【材工共】の各種	
	防護柵設置工 (落石防止網)	【材工共】の各種	
	吹付砕工 (現場吹付砕工)	ラス張工【材工共】	
港湾工事 市場単価	係船柱取付工	架台現場製作【材工共】	
	車止め・縁金物製作・取付工	車止め製作【材工共】 縁金物製作【材工共】	
施工単価	自由勾配側溝	鋼製グレーチング蓋各種【材工共】	
	落蓋側溝	鋼製グレーチング蓋各種【材工共】	

ただし、建築工事の市場単価については、この限りではない。

実勢価格の算出に基本単価を用いる資材一覧表

平成20年7月1日現在

品目	物価資料 分類	資 材 名	基本単価 コード	備考
燃料油	燃料油 (石油製品)	ガソリン(レギュラー)	TT1001	
		軽油	TT1002 TT1003	
		重油(A)	TT1004 TT1005	
鋼材類	鉄鋼 (鋼材)	異形棒鋼(SD295A) 径10mm	TT4501 TT4502	
		異形棒鋼(SD295A) 径13mm	TT4503 TT4504	
		異形棒鋼(SD295A) 径16mm	TT4505 TT4506	
		異形棒鋼(SD345) 径10mm	TT4511 TT4512	
		異形棒鋼(SD345) 径13mm	TT4513 TT4514	
		異形棒鋼(SD345) 径16mm	TT4515 TT4516	
		異形棒鋼(SD345) 径19mm	TT4517 TT4518	
		異形棒鋼(SD345) 径22mm	TT4519 TT4520	
		異形棒鋼(SD345) 径25mm	TT4521 TT4522	
		異形棒鋼(SD345) 径29mm	TT4523 TT4524	
		異形棒鋼(SD345) 径32mm	TT4525 TT4526	
		丸鋼(SS400) 径 9~13mm	TT5001 TT5002	
		丸鋼(SS400) 径16~25mm	TT5003 TT5004	
		丸鋼(SS400) 径29~32mm	TT5005 TT5006	
		丸鋼(SS400) 径34~42mm	TT5007 TT5008	
		丸鋼(SS400) 径44~50mm	TT5009 TT5010	

ただし、建築工事については、この限りではない。

様式 - 1 (第25条第5項関係)

平成 年 月 日

契約担任者職氏名 様

請負者 住所
氏名

工事請負契約書第25条第5項による請負代金額の変更の請求について

平成 年 月 日付けをもって請負契約を締結した下記工事について、
工事材料の価格の変動に伴い請負代金額が不相当となったため、工事請負契約書
第25条第5項の規定に基づき、請負代金額を変更したく請求します。

記

1. 工 事 名

2. 工 期 自)平成 年 月 日
至)平成 年 月 日

3. 請 負 代 金 額 ¥

様式 - 2 (第 2 5 条第 8 項関係)

平成 年 月 日

請負者 住所
氏名 様

契約担任者職氏名

工事請負契約書第 2 5 条第 5 項の適用、同条第 8 項の規定に基づく協議開始日
の通知について

標記について、平成 年 月 日付けで請求のあった下記工事における
工事請負契約書第 2 5 条第 5 項の適用を承諾します。また、同条第 8 項の規定に
基づき協議開始日を通知します。

記

1 . 工 事 名

2 . 工 期 自) 平成 年 月 日
至) 平成 年 月 日

3 . 請 負 代 金 額 ¥

4 . 協 議 開 始 日 工期末の 1 4 日前とする